○　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十六条の二（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める書類は半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する半期報告書をいい、法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項に規定する訂正報告書を含む。第二号及び第三号において同じ。）とし、法第二十六条の二に規定する内閣府令で定める用語、様式及び作成方法は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、次の各号に掲げる財務計算に関する書類の区分に応じ、当該各号に定める規定の定めるところによるものとする。この場合において、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 ［一～三　略］	（適用の一般原則） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項又は第二十四条の五第一項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、次の各号に掲げるものの用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、当該各号に定める規定の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 ［一～三　同上］

２　［略］	２　［同上］
３　企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの（第三百十四条において「特定団体」という。）が作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。	３　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　基準委員会が会社等（会社、指定法人（財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する指定法人をいう。以下同じ。）、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。第九十五条第三項を除き、以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。	五　基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。第九十五条第三項を除き、以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。
（適用の特例） 第一条の二　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中	（適用の特例） 第一条の二　［同上］

間連結財務諸表（前条第一項第二号又は第三号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第五編第一章の定めるところによることができる。 一　［略］ 二　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第一種中間連結財務諸表 イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 (1)　［略］ (2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。次号イ(2)において同じ。）において、第一種中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。 ロ　［略］ 三　［略］	一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第一種中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。 ロ　［同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	